

令和元年度  
年次報告

個人情報保護委員会

## 目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会設置の経緯	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
第2節 委員会の組織等	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
第3節 委員会の所掌事務の概要	4
1 個人情報保護法等に関する事務	4
2 マイナンバー法に関する事務	6
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	11
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	12
I 個人情報保護法に関する事務	12
第1節 個人情報保護法に基づく取組等	12
1 平成27年改正法附則第12条に基づく検討	12
2 個人情報保護法の適切な運用のための取組	13
第2節 個人情報保護法に基づく監督等	14
1 監督に係る処理状況	14
2 海外執行当局との連携	15
3 いわゆる名簿屋を巡る課題に対応したオプトアウト手続の改善と実態調査	16
4 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用	16
II マイナンバー法に関する事務	17
第1節 監視・監督	17
1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正	17
2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	18
3 指導・助言等の状況	18
4 立入検査等の実施状況	18
5 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況	18
6 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	19
7 その他の監督活動について	19
第2節 特定個人情報保護評価	19
1 特定個人情報保護評価書の承認等	19
2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	20
第3節 その他	20
1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付	20
III 国際協力	21
第1節 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組の推進	21

1	日米欧三極間における個人データの流通に関する対話.....	21
2	OECDプライバシーガイドラインに関する取組.....	21
第2節 国際会議の主催 .....		22
1	第51回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（令和元年5月29日・30日）.....	22
2	個人データ国際セミナー（G20 サイドイベント）（令和元年6月3日）.....	22
第3節 国際会議への出席 .....		22
1	第52回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（令和元年12月2日・3日）.....	22
2	第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）（令和元年10月21日～25日）.....	22
3	その他.....	23
第4節 地域別対話 .....		24
1	EUとの協力対話等.....	24
2	米国との対話.....	25
3	英国との対話.....	25
4	APEC CBPRシステムの推進.....	26
5	その他の海外のデータ保護機関等との連携.....	26
第5節 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信.....		27
<b>IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務</b> .....		<b>27</b>
第1節 広報・啓発 .....		27
1	個人情報保護法関係.....	27
2	マイナンバー法関係.....	28
第2節 相談受付 .....		28
1	個人情報保護法関係.....	28
2	マイナンバー法関係.....	29
第3節 人材育成 .....		29
<b>付章 活動実績</b> .....		<b>31</b>
1	委員会会議.....	31
2	個人情報保護法に関するタウンミーティングの開催実績.....	35
3	個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る経済界や有識者からのヒアリングの実施状況.....	35
4	認定個人情報保護団体一覧.....	36
5	個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況.....	39
6	匿名加工情報の作成等に係る公表状況.....	45
7	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数.....	45
8	生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績及び新技術等実証計画の認定実績.....	45
9	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況.....	49
10	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況.....	50
11	特定個人情報保護評価書の承認日.....	50

12	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	51
13	信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に関する対話実績	51
14	主な国際会議への出席（委員会主催を含む）	52
15	外国機関等との対話実績	53
16	個人情報保護法に関する説明会の実施状況	54
17	個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数	54
18	マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数	55
19	職員研修	55
20	意見募集手続	58

【参考目次：分野別構成】

I. 個人情報保護法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	1 個人情報保護法等に関する事務	P. 4
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	I 第1節 個人情報保護法に基づく取組等	P. 12
	I 第2節 個人情報保護法に基づく監督等	P. 14
II. マイナンバー法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	2 マイナンバー法に関する事務	P. 6
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	II 第1節 監視・監督	P. 17
	II 第2節 特定個人情報保護評価	P. 19
	II 第3節 その他	P. 20
III. 国際協力	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	III 国際協力	P. 21
IV. 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第1節 委員会設置の経緯	P. 1
	第2節 委員会の組織等	P. 1
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	P. 11
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	IV 第1節 広報・啓発	P. 27
	IV 第2節 相談受付	P. 28
IV 第3節 人材育成	P. 29	

## 第1章 委員会の組織等及び所掌事務

### 第1節 委員会設置の経緯

#### 1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

#### 2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行っていた監督権限を一元的に所掌することとなった。

### 第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（個人情報保護法第62条）。

## 1 組織

委員会は、委員長及び委員 8 人で構成され、任期は 5 年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第 63 条第 1 項及び第 64 条第 1 項）。令和 2 年 3 月 31 日現在における委員長及び委員は、丹野美絵子委員長（元独立行政法人国民生活センター理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員経営企画室長）、小川克彦委員（元慶應義塾大学環境情報学部教授）、中村玲子委員（元政策研究大学院大学政策研究科教授）、大島周平委員（元出光タンカー株式会社代表取締役社長）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（学校法人至善館 理事 副学長）、宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）及び藤原静雄委員（中央大学大学院法務研究科教授）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第 63 条第 4 項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（個人情報保護法第 65 条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（個人情報保護法第 69 条第 1 項）、令和 2 年 3 月 31 日現在において 5 人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（個人情報保護法第 70 条）、令和元年度末の定員は 131 人となっている。事務局には、令和 2 年 4 月 1 日現在において事務局長のほか次長、審議官、総務課及び参事官 5 人が置かれている。

## 2 予算

令和元年度の委員会の予算額（補正後）は、34 億 9,560 万円となっている。

## 3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第 60 条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成 28 年 2 月に組織理念を決定し、その後平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成 29 年 5 月 12 日に組織理念を一部変更した。

また、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきたこと等を踏まえ、平成 31 年 2 月 5 日に組織理念を一部変更した（図 1）。新たな組織理念は、①個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応、②個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督、③安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ、④特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組、⑤多様な主体に対する分かりやすい情報発信、⑥最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備の 6 つの項目から構成されている。

また、この指導及び助言をする場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

### ③ 勧告・命令（マイナンバー法第 34 条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

### ④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第 37 条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

### ⑤ 苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条）

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあつせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

## （2）特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている。また、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書に重要な変更（リスク対策に係る変更等）が生じる等の場合は、特定個人情報保護評価の再実施を行うこととされている（マイナンバー法第 28 条）。委員会は、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき、

特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が提出した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

#### ① 事前対応による特定個人情報の適正な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

#### ② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

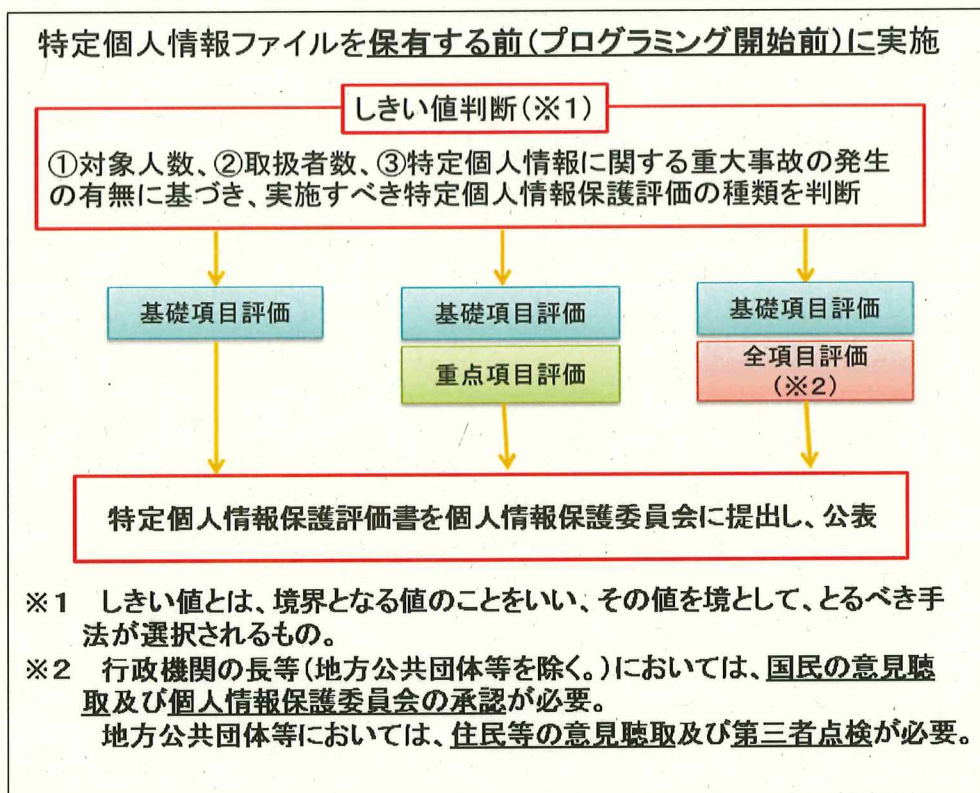
委員会が、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）及び特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図 2 のとおりである。行政機関の長等は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する行政機関の長等は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受け、委員会に提出した後、公表する。特定個人情報保護評



価の再実施を行った場合も同様である。

図 2 : 特定個人情報保護評価の流れ



取扱いについての公的な相談窓口として、委員会に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設し、行政機関等（行政機関及び独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）や民間事業者等からの問合せに広く対応している（付章7）。

また、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用に資するよう、行政機関等非識別加工情報制度の概要を分かりやすく説明した資料とともに、平成30年度に引き続き令和元年度においても各機関の提案募集対象ファイル一覧及び実施日程一覧を委員会ウェブサイト上で公表して提案募集の実施状況を紹介し、事業者向けに情報を発信した。

さらに、総合案内所等を通じて広く国民に同制度を周知するとともに、行政機関等や地方公共団体の職員に対する運用実務に係る説明会に加えて、民間事業者向けの説明会や利活用意向のヒアリングを実施した。

行政機関個人情報保護法等においては、行政機関等は、毎年度一回以上、当該行政機関等が保有する行政機関等非識別加工情報について、提案募集を行うこととされている。令和元年度においては、21行政機関及び130独立行政法人等において、提案の募集が実施された（提案の募集対象となった個人情報ファイル数：行政機関283ファイル、独立行政法人等1,772ファイル）。また、独立行政法人等において計1件の提案があった旨の報告を受けた。

#### （4）生産性向上特別措置法に基づく対応

生産性向上特別措置法第22条第6項の規定に基づき、主務大臣が革新的データ産業活用計画の認定をしようとする場合において、特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、あらかじめ委員会に協議することとされていることを踏まえ、保有個人データを用いる計画について42件の協議を受け、回答した。また、生産性向上特別措置法第11条第1項の規定に基づき、新技術等実証に関する計画について1件の認定を行った（付章8）。

#### （5）公正取引委員会が公表した「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に対する対応

公正取引委員会が令和元年8月29日に公表した「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に関し、同考え方（案）が個人情報保護法の規律対象に関わることに鑑み、同日付で「「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に関する個人情報保護委員会の考え方について」」を公表した。

## Ⅱ マイナンバー法に関する事務

### 第1節 監視・監督

#### 1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正

立入検査の結果及び問合せの内容等を踏まえ、委託元の許諾を得ていない再委託に関連して、マイナンバー法違反と判断され得る事例を改めて明確化するため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下これらガイドラインを併せて「マイナンバーガイドライン」という。）の再委託等の項目について、令和元年12月10日に改

正した。

## 2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

令和元年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、217件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、行政機関から1件、地方公共団体から17件、事業者から2件の報告を受けた（マイナンバー法第29条の4。付章9）。

漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体においてマイナンバーを含んだ書類を誤交付した事案であった。また、重大な事態については、許諾なく再委託が行われた事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないように指導等を行った。

## 3 指導・助言等の状況

令和元年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言等を50件行った（付章9）。

また、立入検査を実施し指摘した事項について報告を求めるなどの報告徴収を75件行った（付章9）。

## 4 立入検査等の実施状況

立入検査の実施に当たり、平成31年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査のほか、随時に検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、過去の検査状況等を勘案の上、選択的に実施し、検査項目を絞った検査（以下「レビュー検査」という。）を活用することなどを定めている。令和元年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関等10件、地方公共団体38件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善の報告を求めた（マイナンバー法第35条及び第29条の3第1項。付章9）。

また、平成30年度より継続して立入検査を行った事案（個人番号利用事務を受託していた事業者が、マイナンバー法第10条第1項の規定に違反し、委託元である行政機関又は地方公共団体に無許諾でマイナンバーを含むデータ入力業務等を再委託又は再々委託していた事案）については、委託元に対して受託事業者の監査等を行うなど受託事業者に対する適切な監督等を行うこと、受託事業者に対して組織体制の整備を行うことなどの改善の報告を求めた。

これまで実施した立入検査により、行政機関等においては、特定個人情報に係る安全管理措置が概ね適切に実施されていることが確認できたものの、地方公共団体のうち一部の機関においては、安全管理措置のうち研修や監査の実施等について、改善を要する事項が認められた。

一方、安全管理措置の実施状況が良好な地方公共団体についてみると、都道府県が市町村を構成員とする連絡調整会議等を開催するほか、情報提供や助言等を行うなど、積極的に安全管理措置の実施に関与していること等が確認できた。

## 5 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等の職員による不正な利用がないか確認するため、監視・監督システムを用いて情報連携される情報提供等記録について分析を行

い、情報連携の照会内容について、ヒアリング調査を行った。なお、調査を行った範囲内では、不正な利用は認められなかった。

また、監視・監督システムの分析能力向上のため、AIを活用した機能の開発について検討を進めた。

## 6 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている(マイナンバー法第29条の3第2項)。

令和元年度において、平成30年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備、研修・監査等の実施及びシステムの管理に関する事項等について、2,204機関から報告を受けた。

報告内容の中でも、令和元年度に新たに追加したデータ入力業務における委託及び再委託の実施状況に関する項目については、他の項目と比較して、適切な取扱いを行っていない機関が多数見受けられたことも踏まえ、上記1で述べたとおり、マイナンバーガイドラインの改正を行い、周知を図った。

## 7 その他の監督活動について

地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、203団体に対して上記6で述べた報告結果等を踏まえた安全管理措置の状況を確認・改善するためのセミナー(以下「特定個人情報安全管理措置セミナー」という。)を開催した(付章10)。

これにより、令和元年度までに、全ての都道府県において、特定個人情報安全管理措置セミナー又はレビュー検査のいずれかを実施し、面的な展開を一巡させた。今後、地方公共団体に対しては、上記4で述べた地方公共団体への立入検査の結果等を踏まえ、レビュー検査等の立入検査の実施に軸足を移し、特定個人情報安全管理措置セミナーについては、地方公共団体からの要望等に応じて開催することとする。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、32団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施し、当該団体の対応における問題等について改善を促した。

## 第2節 特定個人情報保護評価

### 1 特定個人情報保護評価書の承認等

第1章第3節2(2)で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等(地方公共団体等を除く。)の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている(図2(第1章第3節2(2)))。特定個人情報保護評価の再実施を行った場合も同様である。

令和元年度においては、9の行政機関の長等(評価実施機関)から全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、9件の承認を行った(付章11)。当該行政機関の長等は、承認を得た後、全項目評価書の公表を行った。

地方公共団体等の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例

等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出した後、公表することが義務付けられている。

令和元年度においては、最低限のリスク対策に関する措置状況等が追加された基礎項目評価書の新様式への変更について、説明会の場を利用する等、丁寧な説明・周知を行った。また、令和元年度から、評価実施機関において評価規則第 15 条等に基づく 5 年経過前の特定個人情報保護評価の再実施が行われることから、再実施を行うに当たって参考となるよう留意事項を公表し、説明会を開催する等、円滑な制度の運用の確保に努めた。

## 2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

令和 2 年 3 月 31 日現在、2,874 の行政機関の長等（評価実施機関）が 32,655 の事務について特定個人情報保護評価書を公表している（付章 12）。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価 Web）に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない特定個人情報保護評価書についても、必要に応じて記載方法等に関する助言を行っている。

## 第 3 節 その他

### 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付

#### (1) 届出の受付状況

第 1 章第 3 節 2 (3) で述べたとおり、地方公共団体は、マイナンバー法第 19 条第 8 号において、独自利用事務のうち委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

令和元年度においては、上記の要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めることができる事務として、令和元年 10 月以降の情報連携について 3 の地方公共団体から 12 件の届出が、令和 2 年 2 月以降の情報連携について 85 の地方公共団体から 240 件の届出が、令和 2 年 6 月以降の情報連携について 124 の地方公共団体から 198 件の届出が、さらに令和 2 年 10 月以降の情報連携について 53 の地方公共団体から 84 件の届出があった。これにより、令和 2 年 6 月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務は、1,213 の地方公共団体（都道府県 47、市区町村等 1,166）の 8,561 事務となる見込みである。

#### (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成 27 年 8 月に委員会の決定を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて数次にわたり追加してきた。

令和元年度においては、新たに情報連携の対象とする独自利用事務の事例の追加について、地方公共団体に要望照会を行い、関係府省及び要望団体による検討会を令和元年 6 月に開催した。

また、制度改正及び地方公共団体の要望を踏まえ、令和 2 年 2 月 26 日の第 136 回個人情報保護委員会において 1 件の事例を新たに決定したほか、既存の 4 件の事例を変更し、これらについて公表した。

今後も地方公共団体の要望を踏まえて事例の拡大を図りつつ、添付書類の削除等の具体的なメリットが国民に実感されるよう独自利用事務の情報連携の活用を促進していくこととしている。

## 9 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

対応事項	件数等
特定個人情報の漏えい 事案等の報告の受付件 数	138 機関・217 件 (前年度：134 機関・279 件) (うち「重大な事態」(※1)に該当：20 件 (前年度：3 件)) (内訳) 行政機関等 : 6 機関、39 件 (前年度：9 機関・40 件) (うち「重大な事態」に該当：1 件 (前年度：1 件)) 地方公共団体：95 機関、131 件 (前年度：80 機関・108 件) (うち「重大な事態」に該当：17 件 (前年度：0 件)) 事業者 : 37 機関、47 件 (前年度：45 機関・131 件) (うち「重大な事態」に該当：2 件 (前年度：2 件))
うち「重大な事 態」の内容	①～⑮ 個人番号利用事務を受託していた事業者において、委託元である行政機関及び地方公共団体に許諾なく再委託が行われた事案 (①行政機関1件、②～⑮地方公共団体14件) (①約485,450名、②約29,160名、③約350,000名、④約480,890名、⑤約95,000名、⑥約30,420名、⑦約58,920名、⑧約78,040名、⑨約218,630名、⑩約76,350名、⑪約72,000名、⑫約37,860名、⑬約66,120名、⑭約62,560名、⑮約60,740名)
	⑯ 地方公共団体において、約33,490名分の特定個人情報を保存しているUSBを紛失した事案
	⑰ 事業者において、誤って約190名分のマイナンバーのデータを削除した事案
	⑱ 地方公共団体において、約780名分の特定個人情報が記載された書類に、マイナンバー部分にマスキング処理を行わないまま事業者に提供した事案
	⑲ 事業者において、伝票の貼付ミスにより、約190名分のマイナンバーが記載された書類を誤送付した事案
	⑳ 地方公共団体において、約380名分の特定個人情報を他の地方公共団体に送付する際に、誤って他人のマイナンバーを記載した事案
指導・助言等	50 件 (前年度：87 件)
報告徴収	75 件 (前年度：95 件)
立入検査	48 件 (前年度：85 件) (※2) (内訳) 行政機関等 10 件、地方公共団体 38 件 (前年度：行政機関等 6 件、地方公共団体 65 件、事業者 14 件)

(※1)「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条各号に掲げる事態である。

(※2) 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

## 10 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48回	約6,090人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	4回	約220人
全国市長会春期ブロック会議	9回	約670人
地方公共団体情報システム機構セミナー	10回	約830人
特定個人情報安全管理措置セミナー	19回	約330人
計	90回	約8,140人

## 11 特定個人情報保護評価書の承認日

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
厚生労働大臣	職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書	平成31年4月18日
社会保険診療報酬支払基金	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務 全項目評価書	令和元年5月21日
東京電子機械工業健康保険組合	東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和元年6月28日
地方公共団体情報システム機構	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書	令和元年8月30日
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法により学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書	令和元年10月11日
国税庁長官	国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書	令和元年11月25日
総務大臣	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書	令和2年2月12日
産業機械健康保険組合	産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年2月26日
内閣総理大臣	情報提供等記録開示システムの運営に関する事務 全項目評価書	令和2年2月26日

## 12 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(令和2年3月31日現在)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	8	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,186	31,844	29,801	1,468	575
独立行政法人等	42	48	40	1	7
地方独立行政法人	2	2	2	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	635	744	618	46	80
計	2,874	32,655	30,469	1,515	671

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

## 13 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に関する対話実績

(期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

対話の相手等	開催日	開催国等
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第1回日米欧三極実務当局者会合	令和元年5月7日	フランス
第45回OECDデジタル経済政策委員会(CDEP)デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会(SPDE)会合	令和元年5月6日・7日	フランス
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第2回日米欧三極実務当局者会合	令和元年6月3日	日本
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第3回日米欧三極実務当局者会合	令和元年6月7日	日本
自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第4回日米欧三極実務当局者会合	令和元年9月11日	米国
レビューに係る専門家会合のメンバー有志との、第1回電話会議	令和元年8月7日	電話会議
レビューに係る専門家会合のメンバー有志との、第2回電話会議	令和元年10月11日	電話会議
OECDデジタル経済政策委員会(CDEP)デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会(WPDGP)第1回会合	令和元年11月18日・19日	フランス